

伊方スポーツセンター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

伊方町では、伊方スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の公の施設の管理運営業務を、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び伊方町スポーツセンター条例（平成19年伊方町条例第27号）第4条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2 スポーツセンターの概要

- (1) 名 称 伊方スポーツセンター
- (2) 所 在 地 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦803番地1
- (3) 設置目的 スポーツセンターは、町民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、さらにコミュニティの活動の場として、町民の健康で文化的な生活向上に寄与することを目的とする。
- (4) 施設概要 R C 造、3階より上部 S R C 造
延床面積 6, 175.70㎡

3 管理業務の基準及び範囲

(1) 管理の基準等

指定管理者は、以下の基準を守って管理運営業務を行ってください。

- (ア) 関係法令、伊方町スポーツセンター条例（平成19年伊方町条例第27号）、及び伊方町個人情報保護条例（平成17年伊方町条例第12号）など、業務を行うに当たっては関係法令を遵守してください。
- (イ) 施設の運営に当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。
- (ウ) 業務を通じて取得した個人情報については、伊方町個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報の取り扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

(2) 指定管理者が行う業務

- (ア) スポーツセンターの運営及び維持管理に関する業務
- (イ) スポーツセンターの利用の許可に関する業務
- (ウ) スポーツセンターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (エ) その他、施設の設置目的を達成するために町長が定める業務

(留意事項)

- 業務の内容の詳細は、添付資料の「伊方スポーツセンター指定管理者業務仕様書」を参照してください。
- 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、事前に町長の承諾を受けた場合に、業務の一部を専門の事業者に委託することができます。

4 指定期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、この期間は伊方町議会の議決により確定することとなりますので留意してください。

また、指定管理者が町長の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

5 リスク分担

町と指定管理者のリスク分担は、別添資料「伊方スポーツセンター指定管理者業務仕様書 別記1」のとおりとし、詳細は、町と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、あらかじめ定めたリスク分担表に疑義が生じた場合や、想定しないリスクが発生した場合は、町と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

6 管理に要する経費等

(1) 利用料金

指定管理者は、スポーツセンターの管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金及び指定管理者が収受する各事業の収入等を、指定管理者の収入とすることができます。

(2) 指定管理料

利用料金収入のほかに、スポーツセンターの管理運営に要する経費に充てるため、町は指定管理者に対し、必要に応じて指定管理料を支払います。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の提案に係る施設管理費の額から利用料

金等の収入見込み額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額をもとに、町と指定管理者が毎年度締結する「年度協定」において定めます。

また、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、原則として、当初想定されなかった特別な事情が生じた場合以外は変動しません。

(3) 施設設備の改修等

指定管理者は建築物の改築又は修繕、構造物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕（以下、「改修等」という。）に関して、自然災害や経年劣化に起因する改修を除き、原則として次のとおり費用負担するものとします。

- ア 1 件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。以下この項において同じ）未満の改修等
- イ 1 件につき 50 万円までの改修等のうち 10 万円と 10 万円を超える部分の 1/2 の額（指定管理者の負担額の上限は 30 万円、10 万円を超える部分について町が 1/2 を負担します。）
- ウ 1 件につき 50 万円を超える改修等については一律 30 万円を負担して頂きます。
- エ 指定管理者が自己の責任において行う改修等及び指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した改修等の全額

(4) 備品の購入等に要する経費

指定管理業務を遂行するにあたり新規に必要な備品は、町が調達するものを除き指定管理者が購入調達するものとします。

町が調達する備品は、設置にあたり工事を要するもののほか、1 件につき 10 万円以上のもので、設置場所が固定されるものであり消耗品の類は含みません。

(5) 経理及び管理口座

経理は会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに区分するとともに、本業務に係る経費は、他の業務と区分して、専用の口座で経理してください。

7 申請の資格等

(1) 申請資格

申請資格を有する者は、指定期間を通して、伊方町内（以下「町内」という。）に本店・支店又は営業所を有する法人又はその他の団体であって、法人又は団体及びその代表者が、次の各号のいずれにも該当しない者となります。

- ア 町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき再生又は再生手続きをしている法人等
- ウ 伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中の者
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- カ 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）
- ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - （エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（2）申請資格の留意事項

- ア 団体は、法人格、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。
- イ スポーツセンターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとしますが、伊方町指定管理者選定委員会における最終決定までに、法人の登記事項証明書を提出してください。

8 申請の方法

(1) 提出書類

申請する団体（以下「申請者」という。）は、下記に掲げる書類を提出してください。

提出書類一覧		提出部数
1	指定管理者指定申請書（様式第1号）	1部
2	宣誓書（様式2）	1部
3	管理運営に関する事業計画書（様式3）	1部
4	管理運営に関する収支計画書（様式4及び様式4-1）	1部
5	指定管理料に関する提案（様式4-2）	1部
6	団体の定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類	1部
7	法人登記簿の謄本（法人の場合）又は代表者の身分証明書（非法人の場合）※発行の日から3ヶ月以内のもの	1部 (原本)
8	経営状況を説明する書類（直近の事業年度分の財務書類、貸借対照表、損益計算書、財産目録、事業報告書等）	1部
9	団体概要書（事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、事業内容等）	1部
10	役員名簿	1部
11	納税証明書（町税、法人税、消費税及び地方消費税）※発行の日から1ヶ月以内のもの	1部 (原本)
12	印鑑証明書※発行の日から3ヶ月以内のもの	1部 (原本)

（用紙の大きさは、原則「日本工業規格A4」とする。）

9 申請の受付期間等

(1) 提出期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）までの執務期間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

(2) 提出方法

提出書類については、下記まで持参してください。

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場3階

生涯学習課 文化・スポーツ推進係

(TEL 0894-38-2661 FAX 0894-38-1179)

(3) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は優先交渉権者の選考結果の公表等に必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 提出された申請書類の全てが、情報公開対象となりますが、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、非公開とします。

(4) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式7）を提出してください。

10 指定管理者の候補者の選定及び決定

(1) 選定方法

伊方町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定基準に基づいて総合的に評価を行い、候補者を選定します。

(2) 選定基準は、次のとおりです。

ア 施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。

イ 施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものであること。

(3) 審査等

ア 候補者の選定に当たっては、申請書類により申請資格、提案内容等の書類審査を行います。

イ 必要に応じて面接審査を行います。面接審査の日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知します。

(4) 候補者の選定

審査の後、選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者として適当と認められる申請者に順位を付し、第1位の者を指定管理者の候補者として選定します。

(5) 選定対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- オ 選定委員会の委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク その他不正な行為があった場合又は選定対象者とするのが不適当と認められた場合

(6) 候補者の決定

町長は、選定委員会の選定を踏まえ、指定管理者の候補を決定し、審査該当者全員に書面で通知します。

1 1 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定及び通知

指定管理者の指定には、伊方町議会の議決が必要です。前記10で選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を経て指定管理者に指定された後、町と施設に関する協定を締結します。

なお、議会において議決されれば、町長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を公表します。

(2) 協定の締結（主な内容）

伊方町と指定管理者は、業務の内容及び申請時に提出した事業計画等を基に、施設管理に係る事項等について、協議の上、協定を締結いたします。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することとなります。その内容は次のとおりです。

○ 基本協定

基本協定は、指定期間を通じて基本的事項に関する協定で、その内容は次のとおりです。

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 事業計画・事業報告に関する事項

- ウ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- エ 指定期間に関する事項
- オ 個人情報の保護に関する事項
- カ 指定管理者と町の責任分担に関する事項
- キ 損害賠償及び原状回復に関する事項
- ク 業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他必要となる事項

○ 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定で、その内容は次のとおりです。

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に町が支払うべき管理経費に関する事項
- ウ その他

(3) その他

協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定を改定することができることとします。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

おって、取消しとなった場合は、前記10の申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとします。（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。）

- (1) 伊方町議会において指定に係る議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と

認められる事情が生じたとき。

1 3 指定期間満了前の取消し

(1) 町による指定の取消し

町は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

イ 指定管理者が町に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき。

(ア) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

(イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき。

カ その他町が、取消しが必要と認めるとき。

(2) 指定期間満了前の取消しの措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。

イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の指定管理者が円滑かつ支障なく、スポーツセンターの業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

1 4 その他

(1) 募集要項等の配布

ア	配布期間	令和7年 9月26日(金) から 令和7年10月24日(金) までの執務時間中
イ	配布場所	伊方町役場 3階 生涯学習課 文化・スポーツ推進係
ウ	その他	募集要項等の一部については、伊方町のホームページから ダウンロードできます。 http://www.town.ikata.ehime.jp

(2) 質問事項の受付

募集に関する質問を次により受け付けます。

ア 受付期間	令和7年 9月26日（金）から 令和7年10月24日（金）までの執務時間中
イ 受付方法	指定管理者募集要項等に関する質問票（様式5）により電子メール又はファクシミリで伊方町役場生涯学習課 文化・スポーツ推進係まで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。
ウ 回 答	質問事項に対する第1回目の回答は、10月10日（金）の説明会で行います。2回目以降の回答は、説明会出席団体に随時ファクシミリ又は電子メールで送付します。

（3）資料の閲覧

閲覧（建設工事竣工図、関係法令等）を希望する場合は、あらかじめ伊方町役場生涯学習課 文化・スポーツ推進係へ連絡し、予約の上、閲覧してください。

ア 閲覧期間	令和7年 9月26日（金）から 令和7年10月24日（金）までの執務時間中
イ 閲覧場所	伊方町役場 3階 生涯学習課 文化・スポーツ推進係

（4）費用の負担

指定管理者の申請から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和8年3月31日）までにかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

（5）町が提供する資料の目的外使用の禁止

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

（6）説明会の実施

説明会を次のとおり行う予定としておりますので、参加を希望される方は、指定管理者募集に係る説明会参加申込書（様式6）を電子メール又はファクシミリで伊方町役場生涯学習課 文化・スポーツ推進係に令和7年10月8日（水）午後5時15分までに提出してください。

ア 日時	令和7年10月10日（金）午前10時から
イ 場所	伊方町役場 3階 会議室
ウ 内容	（ア）募集要項及び業務仕様書の説明並びに質疑応答 （イ）指定管理施設の概要説明

15 添付資料

- ア 伊方スポーツセンター指定管理者業務仕様書
- イ 指定管理者指定申請様式集
- ウ 伊方町スポーツセンター条例

1 6 問 い 合 わ せ 先

〒 7 9 6 － 0 3 0 1

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1 9 9 3 番地 1

伊方町役場 生涯学習課 文化・スポーツ推進係

TEL 3 8 － 2 6 6 1 （直通） FAX 3 8 － 1 1 7 9

E-mail m.takatsuki@town.ikata.ehime.jp

